

海陽町一般廃棄物再生利用業指定証

海保環第28号
令和元年10月29日

住 所 阿南市桑野町尾花117番地
(所在地)
名 称 有限会社 青藍
(名称及び 代表取締役 青木 裕之 様
代表者の氏名)

海陽町長 三 浦 茂 貴



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号・第2条の3第2号の規定により、
次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

指 定 年 月 日	令 和 元 年 10 月 29 日
指 定 番 号	海保環(再) 13号
事 業 の 種 別	再 生 輸 送
取 扱 一 般 廃 棄 物 の 種 類	剪定枝、伐採木、根株、流木類及び災害により発生又は自己解体した木くず類
再 生 輸 送 の 目 的	廃棄物の破碎後の再生合板の原料、ボイラー施設の助燃料(チップ)として再生利用する
指 定 期 間	令 和 元 年 11 月 1 日 から 令 和 3 年 10 月 31 日
指 定 条 件	1. 海陽町一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱を遵守すること。 2. 環境衛生に配慮し、周辺住民に迷惑等をかけないこと。 3. 事業があった場合、実績報告書を提出すること。